

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成26年10月15日付け26医大総第313号で行った「公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程に基づく報告書等の一覧表（1）営利企業の兼業従事許可台帳（平成21年度～平成26年度）」外4件の公文書を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表に掲げる「実施機関不開示部分」については、同表「審査会の判断」のとおりにすべきである。
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成26年9月1日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「贈与等報告書全て。その他、利益相反関係を示す情報全て。」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を平成26年10月16日まで延長する決定を平成26年9月9日付けで行い、異議申立人に通知した。
- 3 その後、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として「公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程に基づく報告書等の一覧表（1）営利企業の兼業従事許可台帳（平成21年度～平成26年度）」外4件の文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に記載されている情報のうち「相手方の個人の氏名、電話番号及びメールアドレス並びに法人等の代表者の印影及び法人職員の職員番号」については「特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害する恐れがあるため及び法人その他の団体に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。」との理由により条例第7条第2号及び第3号に該当するため、平成26年10月15日付けで当該部分を不開示にする文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年10月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 5 実施機関は、異議申立書に不備があったため平成26年11月7日付けで異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、当該補正命令に従って補正した平成26年10月19日付けの異議申立書を同年11月12日に実施機関に対して提出した。
- 6 実施機関は、平成27年3月17日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部を開示する決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると次のとおりである。

- (1) 職員番号を開示することによって共済組合員証番号が推認されるおそれがあることは承知する。しかし、職員番号は職務遂行の内容に関する情報であり、これを開示することにより当該職員個人のいかなる正当な権利利益が害されるおそれがあるのかを具体的に示すべきである。
- (2) 公立大学法人福島県立医科大学役職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）に基づく飲食、ゴルフ等の届出簿及びその附属書類について、実施機関の医師等の職員と医療関連企業の職員との間の飲食等に関する情報は、説明責任の観点及び利益相反情報の透明性の観点から公表慣行があるといえる。したがって、医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先に関する情報については、条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当するので開示されるべきである。
- (3) 福島県では倫理監督者の確認印の印影は開示する運用をしている。また、他の自治体では法人等の代表者印の印影については民間法人のものであっても開示しているが、実施機関の主張するようなおそれは現実のものとなっていない。したがって、実施機関が開示としたこれらの印影については、条例第7条第3号に該当しないか、たとえ該当したにせよ同号ただし書に該当するので、開示されるべきである。
- (4) よって、本件処分不開示とした部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しないので全部開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件開示請求に係る対象公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

本件開示請求に対応する公文書については、異議申立人へ意向を確認した結果、公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）に基づく営利企業の兼業従事許可等に関する文書及び倫理規程に基づく届出又は承認に関する文書であると解し、次の文書を本件公文書として特定した。

- (1) 兼業規程に基づく兼業の許可又は承認に係る文書として次に掲げるもの
 - ア 営利企業の兼業従事許可台帳（平成21年度～平成26年度）
 - イ 他の団体の兼業従事承認台帳（平成21年度～平成26年度）
 - ウ 教育に関する兼業従事承認台帳（平成21年度～平成26年度）
- (2) 倫理規程に基づく講演等の承認に係る文書として次に掲げるもの
 - ア 飲食、ゴルフ等の届出簿（平成21年度～平成26年度）
 - イ 講演等承認申請書等（平成23年度～平成26年度）

なお、上記(2)イの倫理規程に基づく講演等承認申請書等の文書で平成21年度及び平成22年度に係るものについては、これらの年度においては当該申請等が無かったので公文書を保有していないため、別途不開示決定を行い異議申立人へ通知した。

2 本件処分において不開示とした項目及び理由について

本件処分では、本件公文書に記録されている情報のうち「相手方の個人の氏名、電話番号及びメールアドレス並びに法人等の代表者の印影及び法人職員の職員番号」を不開示としたが、その理由は次のとおりである。

(1) 職員番号を不開示とした理由について

職員番号は、共済組合員証の番号として使用されているほか、実施機関の各種システムにおいて個人識別のためのユーザーIDとして使用している等の実態がある。そのため、職員番号を公にすることにより職員個人の権利利益を害するおそれがあることは明白であり、条例第7条第2号に該当するので不開示とした。

(2) 医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先を不開示とした理由について

医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先に関する情報は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当するので、不開示とした。また、個人に関する情報は、いったん開示されることにより個人に対して回復しがたい損害を与えるおそれがあるので、不開示とされるべきである。なお、連絡先のうち不開示とした部分については個人の連絡先についてのものであり、企業の連絡先については一般的に公にされている情報であると認識しているので開示している。

(3) 倫理監督者の確認印の印影を不開示とした理由について

倫理監督者の確認印は、理事長の私印であり、その印影を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するので不開示とした。

(4) 民間法人の代表者印の印影を不開示とした理由について

法人等の代表者印の印影については、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当するので不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件開示請求に対応する公文書として実施機関は第4の1(1)及び(2)の公文書を特定したが、このことについて当審査会は実施機関が公文書の特定のため2度にわたり異議申立人へ確認を行った上で本件公文書を特定したという事実を確認した。

また、本件公文書の特定に関する実施機関の説明には特に不自然又は不合理な点は認められず、他に本件開示請求に対応する公文書が存在する事情も認められなかった。

さらに、本件処分においては、本件開示請求に対応する公文書の特定に関して異議申立人と実施機関との間に争いはない。

したがって、実施機関が行った本件公文書の特定については特に問題があるとは認められなかった。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、同条各号列記以外の部分において「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定しており、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き実施機関は原則として当該公文書を開示しなければならないという、基本的な考え方を定めたものと解される。

したがって、当審査会は、実施機関が主張する不開示情報の有無及び条例第7条各号の該当性について、同条の原則開示の理念に照らし、以下判断する。

(1) 条例第7条第2号の規定及び趣旨について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

この規定については、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるが、個人のプライバシーは、いったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的としており、特定の個人が特定され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解され、「個人に関する情報」とは、すなわち、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、心身の状況、家族関係等個人に関する全ての情報と解される。

また、同号ただし書では、同号本文に該当する情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除く旨規定している。

この規定については、個人が識別され得る情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

実施機関は、職員番号、医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先並びに倫理監督者の確認印の印影は本号に該当するので不開示とした旨主張しているため、これらについて個別に以下検討する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 職員番号について

職員番号は、共済組合員証の番号として使用されているほか、実施機関の各種システムにおいて個人識別のためのユーザーIDとして使用されている等の実態が認められ、他の職員に重複して付与される番号ではないため、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、職員番号は、これを公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明白である。加えて、職員番号は具体的な職務の遂行に直接の関連を有する情報ではなく職員個人に関する情報として保護される必要があると認められるので、同号ただし書ウに該当しない。

したがって、職員番号は、条例第7条第2号の不開示情報であると認められる。

イ 医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先

医療関連企業の職員の氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明白である。また、当該職員の連絡先については、実施機関が不開示としたのは当該職員個人の電話番号等の連絡先であり、当該職員の氏名と同様に、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、医療関連企業の職員の氏名及び当該職員個人の連絡先は、条例第7条第2号の不開示情報であると認められる。

ウ 倫理監督者の確認印の印影について

倫理監督者の確認印は、理事長の私印であり、その印影によって理事長の氏名を特定することが可能であることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、当該印影については、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない情報であることは明白である。

しかし、当該印影は、地方独立行政法人の役員たる執行機関の理事長が倫理監督者の職務を遂行したことにより本件公文書に記録された情報であり、同号ただし書ウに規定する「公務員等」には地方独立行政法人の役員及び職員が含まれていることが認められる一方で、当該印影を公にすることにより、同号ただし書ウに規定する個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認めるに足る事情は特に認められなかった。

したがって、倫理監督者の確認印の印影は、条例第7条第2号本文に該当するが、同号ただし書ウに該当するので、同号の不開示情報とは認められない。

(3) 条例第7条第3号の規定及び趣旨について

条例第7条第3号本文では「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」を原則として不開示情報とする旨を、同

号ただし書では「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については同号本文の不開示情報から除くを旨を規定している。

この規定については、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を原則として不開示とすることを定めたものと解され、同号アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、技術上又は営業上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、経営方針、経理、人事等の情報など、必ずしも経済的利益の概念で捉えられないものも含まれると解される。

また、同号ただし書については、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したと解される。

実施機関は、法人等の代表者印の印影は本号に該当するので不開示とした旨主張しているので、このことについて以下検討する。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

法人等（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の代表者の印影については、これを公にした場合に当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかを、当該印影の形状、性質、使用状況等から判断する必要がある。

本件処分において実施機関が不開示とした法人等の代表者の印影について、当審査会が本件公文書に記録されている情報を確認した結果、当該印影は、当該法人等が実施機関に向けて施行した文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のもので、当該法人等がその活動を行う上で内部の情報として管理されているものと認められる。

また、これが当該法人等の活動と関わりなく公にされた場合には、印影が偽造され悪用されることなどにより、当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

さらに、当該印影を不開示とした場合に保護される当該法人等の正当な利益に優越する、他に保護されるべき人の生命、健康、生活若しくは財産が具体的に存在し、又は他に保護されるべき公益の存在を推認させるような事情は、認められなかった。

したがって、法人等の代表者の印影は、条例第7条第3号の不開示情報であると認められる。

3 結論

以上のことから、職員番号、医療関連企業の職員の氏名及びその連絡先並びに民間法人の代表者印の印影を不開示としたことは妥当と認められるが、倫理監督者の確認印の印影については開示されるべきである。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査会において本件公文書を確認したところ、本来ならば条例第7条第2号に該当し不開示とすべき情報が、実施機関の処理の不足により公開された状態で開示されていたことが判明した。今後はこうした事態が発生しないよう実施機関に望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

公文書の件名	実施機関不開示部分	審査会の判断
飲食、ゴルフ等の届出簿	「倫理監督者確認印」欄の倫理監督者の印影	開示

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月19日	・ 諮問書受付
平成27年 3月23日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 2月 1日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成28年 2月 4日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 2月26日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 7月13日 (第245回審査会)	・ 審議
平成28年 8月 5日 (第246回審査会)	・ 審議
平成28年 9月 7日 (第247回審査会)	・ 審議
平成28年10月25日 (第248回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年12月13日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者